

## 地理的表示(GI)保護制度パネル展

### 「消費者の部屋」特別展示

沖縄総合事務局では、品質等の特性が産地と結びついている商品について、その名称（地理的表示：GI）を知的財産として国に登録することができる制度の普及啓発を行っています。今回の展示では、GI保護制度の概要、県内で初登録された「琉球もろみ酢」の紹介及び全国の代表的なGI商品のパネル展示を行います。

#### 1. 日時

平成30年11月5日（月）～9日（金）9時～17時  
（ただし、最終日は15時までです。）

#### 2. 場所

沖縄総合事務局 行政情報プラザ  
（那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館1階）

#### 3. 展示内容

- （1）GI保護制度とは？
- （2）戦略としてのGI
- （3）全国GI商品の紹介
- （4）「琉球もろみ酢」の試飲コーナー（12時～13時）



#### 地理的表示(GI)保護制度とは？

ある特定の地方で、長期間にわたり一定の品質を保って生産されている商品について、そのような生産地と結び付いた特性を有する農林水産物等の名称を、品質基準とともに登録し、**地域の共有財産**として保護する制度です。



琉球もろみ酢  
農林水産大臣第44号登録  
平成29年11月

地域特産品のブランディングや販促PR等、GIに関心のある皆様のご来場を心よりお待ちしております。

#### 【問合せ先】

内閣府沖縄総合事務局  
農林水産部 食料産業課  
担当者：新垣、安慶名、与那覇  
TEL：098-866-1673 FAX：098-860-1179